

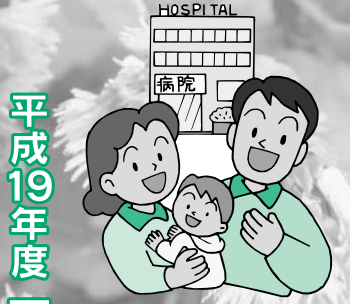
医療費を全額自己負担しなければならぬ(被保険者資格証明書の交付)場合があります。

また、国保税の滞納は国保財政を圧迫することはもちろん、国保加入者全体に迷惑をかけることとなります。納税が困難なときはそのままにせず、早めに分割納付などの納税相談においでください。

■国保税の納付は口座振替で！  
口座振替にすると、国保税は金融機関の口座から自動的に引き落とされ、一度手続きをすると翌年も継続されます。納期ごとに納めに行く手間もはぶけ、納め忘れの心配もありません。ぜひご利用ください！

▽お申し込みは、①国保税の納付書 ②預金通帳 ③通帳届出印をお持ちになり、市指定金融機関(市内は全部)で手続きをしてください。

- 問い合わせ
- ▽保険課 ☎ 62-1117
  - ▽合川支所 ☎ 78-2113
  - ▽森吉支所 ☎ 72-3115
  - ▽阿仁支所 ☎ 82-2113



# 国保・検診

## 平成19年度 国民健康保険税について

国民健康保険は、万が一の病気やけがなどに備えて、加入者がお互いに協力してお金(国保税)を出し合い、医療機関にかかったときの医療費にあてる相互助け合いの制度です。国保税は、制度の維持・運営と加入者の健康を支える大切な財源です。納期内に納めましょう！

### ■国保の税率等と算定方式

国保の重要な財源である国保税は、下記表①～③項目の3方式で算定し、1年間の税額が決まります。医療分と介護分(40歳から64歳の加入者がいる世帯のみ)を合算したものが、国保税として課税されます。なお、本年度の税率等は前年度と同一ですが、医療分の課税限度額が53万円から56万円に改定されました。

### ■平成19年度の税率等

平成19年度の国保税(医療分・介護分)の税率等は表のとおりです。

▽平成19年度の国保税(医療分・介護分)の税率等

| 医療分   |                    | 介護分   |                   |
|-------|--------------------|-------|-------------------|
| ①所得割  | 9.2%               | ①所得割  | 2.2%              |
| ②均等割  | 22,000円<br>(×加入者数) | ②均等割  | 6,000円<br>(×加入者数) |
| ③平等割  | 22,000円<br>(1世帯)   | ③平等割  | 5,000円<br>(1世帯)   |
| 課税限度額 | 56万円               | 課税限度額 | 9万円               |

## 鷹巣地区成人検診(集団検診)日程表～続き (問)北秋田市保健センター ☎62-6666

### ■基本健康診査 胸部総合(結核+肺がん)検診・大腸がん検診・前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診

| 月日          | 受付時間        | 会場             | 対象地域(目安として)                 |
|-------------|-------------|----------------|-----------------------------|
| 8月1日(水)     | 9:00~10:30  | サテライトステーションさかえ | 太田、高野尻                      |
| 3日(金)       | 9:00~10:30  | 栄生活改善センター      | 摩当、田沢、李岱、大沢、岩坂、向黒沢          |
|             | 13:30~13:50 | 田沢会館           | 胸部総合検診及び大腸がん検診の採便容器回収のみ行います |
|             | 14:10~14:30 | 李岱会館           |                             |
|             | 14:50~15:10 | 岩坂(田村弘子様宅前)    |                             |
|             | 15:30~15:50 | 向黒沢会館          |                             |
| 16:10~16:30 | 高野尻会館       |                |                             |
| 6日(月)       | 9:00~10:30  | 南鷹巣会館          | 南鷹巣、西陣場岱                    |
|             | 13:30~13:50 | 田子ヶ沢セリ集荷所      | 胸部総合検診及び大腸がん検診の採便容器回収のみ行います |
|             | 14:10~14:30 | 小田会館           |                             |
|             | 14:50~15:10 | 深関会館           |                             |
|             | 15:30~15:50 | 相善会館           |                             |
| 16:10~16:30 | 黒沢生活改善センター  |                |                             |
| 10日(金)      | 9:00~11:00  | 北秋田市保健センター     | あけぼの町、舟見町、新舟見町              |
| 17日(金)      | 9:00~11:00  | 北秋田市保健センター     | 東横町、宮前町、伊勢町                 |
| 20日(月)      | 9:00~11:00  | 北秋田市保健センター     | 大町、幸町、内幸町、平成町               |
| 21日(火)      | 9:00~11:00  | 北秋田市保健センター     | 松葉町、材木町、掛泥向                 |
| 22日(水)      | 9:00~11:00  | 北秋田市保健センター     | 住吉町、米代町、旭町                  |
| 24日(金)      | 9:00~11:00  | 北秋田市保健センター     | 元町、花園町、下家下、西屋敷、柳中           |
| 27日(月)      | 9:00~11:00  | 北秋田市保健センター     | 市内全域(未受診者全員対象)              |

### ■胃がん検診(胃部レントゲン撮影)日程

| 月日      | 受付時間      | 会場             | 対象地域(目安として)      |
|---------|-----------|----------------|------------------|
| 8月1日(水) | 5:30~6:30 | 掛泥交流センター       | 掛泥               |
| 2日(木)   | 5:30~6:30 | サテライトステーションさかえ | 太田、太田屋敷後         |
| 3日(金)   | 5:30~6:30 | 糠沢会館           | 岩谷、二本杉、大畑、糠沢、旭ヶ丘 |
| 6日(月)   | 5:30~5:50 | 岩坂(田村弘子様宅前)    | 大沢、李岱、岩坂         |
|         | 6:30~6:50 | 栄生活改善センター      | 摩当、田沢            |
| 7日(火)   | 5:30~6:30 | 前野会館           | 前野、大堤、昭和         |
| 8日(水)   | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | 松葉町、伊勢町、掛泥向      |
| 9日(木)   | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | 住吉町、宮前町          |
| 10日(金)  | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | 旭町、元町、下家下、西屋敷、柳中 |
| 17日(金)  | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | 舟見町、新舟見町         |
| 20日(月)  | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | 東横町、花園町          |
| 21日(火)  | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | あけぼの町            |
| 22日(水)  | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | 大町、幸町、内幸町、平成町    |
| 23日(木)  | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | 米代町、材木町          |
| 24日(金)  | 5:30~7:00 | 北秋田市保健センター     | 市内全域(未受診者全員対象)   |

①所得割/世帯(加入者全員)の所得額に応じて計算。②均等割/加入者数に応じて計算。(人数割)③平等割/1世帯にいくらと計算。(世帯割)  
※課税限度額11世帯に課税される年課税限度額の上限。

■国保税の納め方  
国保では一人一人が被保険者ですが、加入は世帯ごとになります。もし、世帯主本人が職場の健康保険に加入している国保加入者でない場合(擬制世帯主)でも、世帯に一人でも国保加入者がいれば国保税の納税義務者は世帯主になります。納税通知書は世帯主宛にお送りしますので、近くの金融機関や市役所(本庁及び各支所・出張所)の会計窓口で納めてください(納税組合の方は各組合方式で)。

■国保税の納期(期別)納期限  

|     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 第1期 | 7月末日  | 第5期 | 11月末日  |
| 第2期 | 8月末日  | 第6期 | 12月25日 |
| 第3期 | 9月末日  | 第7期 | 1月末日   |
| 第4期 | 10月末日 | 第8期 | 2月末日   |

■国保税の軽減  
▽4月1日現在の国保加入世帯の世帯主及び加入者の前年中の合算所得により判定します。  
▽4月2日以降に加入した世帯や世帯主の変更等があったときは、その時点

の加入者の前年(1)月以降は前々年中の合算所得により判定します。  
▽軽減割合は、下記の判定基準に従って7割・5割・2割となり、軽減額は医療分、介護分それぞれの均等割・平等割の7・5・2割の額が軽減されます。

■国保税の減免等  
災害や疾病、倒産による失業など、やむを得ない事情の発生による著しい収入減少、または生活困窮状態で、納期限の延長や猶予を行っても、なお負担税力がない(国保税を納付すると生活が困難となる状況)と認められると一時的な救済措置として国保税が減免される場合があります。これには納期限前7日までに申請が必要です。申請書その他詳細については、保険課及び各支所国保窓口までお問い合わせ下さい。

■国保税を滞納すると  
災害など特別な事情がないのに国保税を納めないでいると、保険証の有効期限が短くなったり(短期保険証の交付)、医療機関にかかったとき、一旦

| 世帯主及び国保加入者の前年度中の合算所得              | 軽減割合 |
|-----------------------------------|------|
| 33,000円以下の場合                      | 7割   |
| 世帯主を除く加入者数×245,000円+330,000円以下の場合 | 5割   |
| 加入者数×350,000円+330,000円以下の場合       | 2割   |